

健康



個別特定健診が はじまります

☎・場 6月1日☎〜9月30日☎の開院日（市内医療機関）
☎昭和20年4月1日以前に生まれた方（市が実施する人間ドックや集団健診と重複して受けられません）
☎健康課（にこふる）
☎内線367 他受診する際は、加入している医療保険者等から発行される特定健診受診券と医療保険被保険者証、介護保険被保険者証が必要です。予約が必要な場合もあるため、医療機関に確認の上、受診してください

平日は忙しくて時間が取れない方等に 日曜日がん検診

☎①7月6日☎、②8月31日☎午前7時30分〜9時 場 荘内地区健康管理センター
☎本市に住民登録をしている40歳以上の方で職場のがん検診がない方各回先着40人
☎胃がん・大腸がん・肺がん検診（原則全て受診）
☎費1,700円
☎①は5月30日☎まで、②は7月25日☎まで健康課☎内線367または各地域庁舎市民福祉課へ
☎他生活保護世帯、市民税非課税世帯の方には減免制度があります（事前申請必要）

さわやか健診で 健康チェック！

▼レディース健診
☎①10月15日☎・②20日☎・③24日☎・④29日☎午後1時30分〜2時30分（20日は午前9時〜10時もあり）
☎場①：総合保健福祉センター（にこふる）
②：荘内地区健康管理センター
☎一般健康診査：身体計測（身長、体重、腹囲）、血圧測定、内科診察、心電図、尿検査（たんぱく糖）、血液検査（脂質、肝機能、貧血、血糖）
骨粗しょう症検診：腕のレントゲン検査（一般健康診査を受診する方で今年度中に20歳・25歳・30歳・35歳になる方）
②の日程で受診）
☎費一般健康診査：1,500円
骨粗しょう症検診：500円
☎他託児あり（要予約）

▼メンズ健診
☎11月10日☎・13日☎午後1時30分〜2時30分
☎場にこふる
☎一般健康診査：レディース健診と同じ
☎費1,500円

▼共通
☎職場等で健診機会のない昭和50年4月1日以降生まれ（40歳未満）の方
☎①5月7日☎〜7月31日☎に健康課☎内線370または各地域庁舎市民福祉課へ
☎他生活保護世帯、市民税非課税世帯の方には減免制度があります（事前申請必要）

子宮がん・乳がん・大腸がん検診無料クーポン券

本市では「がん検診推進事業」を実施しています。対象者へ、市が実施する検診を受診した際に自己負担金が無料になるクーポン券を、4月末に送付しました。同封されているお知らせをよく読んで受診してください。
☎4月20日現在、本市に住民登録をしている方で生年月日が次に該当する方

（4月21日以降に転入した方は要問合せ）
▽子宮がん（頸がん）：昭和58年4月2日〜同59年4月1日、同63年4月2日〜平成元年4月1日、同5年4月2日〜同6年4月1日
▽乳がん（女性のみ）：昭和41年4月2日〜同42年4月1日、同45年4月2日〜同46年4月1日、同48年4月2日〜同49年4月1日
▽大腸がん：昭和28年4月2日〜同29年4月1日、同33年4月2日〜同34年4月1日、同38年4月2日〜同39年4月1日、同43年4月2日〜同44年4月1日、同48年4月2日〜同49年4月1日
☎健康課☎内線367または各地域庁舎市民福祉課へ

高齢者肺炎球菌予防接種 費用の一部を助成します

高齢者の肺炎の発症や重症化を予防する予防接種費用の一部を助成します。助成を希望する方に助成票を発行しますので、接種の前に申請手続きをしてください。接種は本人が希望する場合には行うもので接種義務はありません。

■申請期限 6月30日☎
■接種場所 鶴岡地区医師会に所属する予防接種協力医療機関（予約が必要な場合があります）
☎本市に住民登録をしている75歳以上の方で過去5年以内に接種したことがない方
■助成額 4,000円（接種費用との差額は自己負担。接種費用は各医療機関へ問合せ）
☎①印鑑をお持ちの上、健康課☎内線373または各地域庁舎市民福祉課へ
☎他10月に予防接種法に基づく定期接種となり、対象が変更されます

福祉



民生委員児童委員が 委嘱されました

困りごとなど気軽にご相談ください。次の方が委嘱されました。（敬称略）

▽第3民生区（第二学区）：加藤定治（茅原字西茅原（市営住宅）、和田昭子（余慶町）
▽第4民生区（第四学区）：佐藤昌明（主任児童委員）
▽朝日地区（朝日地域）：平形信子（中入、立岩、越中山、谷口）
☎本所福祉課☎内線139

訪問理美容サービス 助成事業

☎65歳以上の方で老衰や病気等によって理容所や美容院に向くことが困難な要介護3以上の認定を受けている方
☎①訪問理美容サービス利用1回につき1,000円の出張旅費助成券交付（年6枚まで）
☎②各地域包括支援センター、本所長寿介護課☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ

在宅生活支援家事援助サービス （自立ホームヘルプサービス）

☎65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、要支援または要介護認定を受けていないが、日常生活を営むのに支障があり、支援・指導が必要な方
☎①ホームヘルパーが訪問して日常生活や家事（調理・買物等）等の支援・指導。派遣時間は土曜・日曜日及び祝

鶴岡市文化会館管理運営計画

社会教育課（櫛引庁舎） ☎57-4867

本市では、平成24年12月に、有識者、関係機関・団体、公募市民等で構成する「鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会」を設置し、計画の内容について協議をいただきながら、今年3月に管理運営計画の案をまとめ、この度、管理運営計画を策定しました。



本計画は、新文化会館の管理運営に関する基本的な指針で、事業計画や運営組織、市民参加の在り方などに関する考え方をまとめた計画です。本計画や検討委員会の資料、会議概要については、市HP「文化会館改築ポータルサイト」をご覧ください。今年度はこの計画を基に、平成28年度の開館に向けた具体的な実施計画の策定を行います。

高齢者・障害者住宅整備 資金の利子補給

高齢者や障害者向けに住宅の増築や改造をする際、市内の指定金融機関（漁協・ゆうちょ銀行は除く）から融資を受けた場合に、利子の一部を市が補給します。なお、補給の可否は審査の上決定します。

①満60歳以上の方 ②身体障害者手帳1〜4級所持者 ③療育手帳A所持者 ④①〜③のいずれかと同居している方
■利子補給対象額 300万円以内
■利率 1:4.5%（変動の場合あり）
■返済方法 10年以内で元利均等または元金均等の月賦償還
■高齢者：本所長寿介護課 ☎内線193 または各地域庁舎市民福祉課へ
■障害者：本所福祉課 ☎内線137 または各地域庁舎市民福祉課へ

年金・医療



忘れていませんか？ 国民健康保険の手続き

国民健康保険の加入・脱退等の手続きは、会社等の健康保険と異なり、各自で行うことになっていきます。
▽無保険の方はいませんか？ 次の方以外は、原則として国保に加入しなければなりません。①会社等の健康保険に加入している方とその扶養家族 ②後期高齢者医療制度に加入している方 ③生活保護を受けている方
▽二重加入している方はいませんか？ 国保に加入していた方が、会社に勤めることになったり、勤めている方の扶養となったりして、新たに健康保険に加入した場合は、国保の喪失届が必要です。届出をしないと国保に加入したままとなり保険料と国保税を二重に納めることとなります。ご注意ください

国民年金保険料の 学生納付特例制度

▽適正な健康保険に加入していませんが国保に加入している方で、国保以外の健康保険に加入している家族の扶養となる要件を満たしている場合は、健康保険の切替えができます。要件を満たしているか、家族が勤めている会社等で確認し、手続きをしてください。
■国民年金課 ☎内線124 または各地域庁舎市民福祉課へ
20歳以上の国民年金加入の学生で、収入が一定額以下等の基準に該当する方は、在学中の保険料納付が猶予されます。今年度の納付特例適用を希望する方は、早目に申請手続きをしてください。申請には年金手帳と、学生証の写しまたは在学証明書等が必要です。
■大学（大学院）、短大、高等専門学校、専修学校、各種学校（一年以上の課程に限る）等に在籍する学生が対象で、申請手続きは住民登録している市区町村の国民年金窓口で行えます。申請は、学生である間は毎年必要です。申請書類に在学予定期間を記入すると、2年目以降は、学生終了予定の年度まで申請書（ハガキ）が3月下旬に住所地に郵送されます。また、猶予された期間の保険料は、10年以内に追納できます。
なお、今年4月に、申請時点から2年1か月前までの保険料も、遡って申請できるようにしました。
■国民年金事務 ☎23・5040、本所国民年金課 ☎内線113 または各地域庁舎市民福祉課へ

税



平成26年度の市・県民税納税 通知書をお送りします

▽給与からの差引き（特別徴収）の方 5月15日⑧に各事業所宛に発送します。各個人には各事業所が配付します。▽それ以外の方 6月13日⑨に各個人宛に発送します
■共通 国民課税課 ☎内線201 または各地域庁舎税務担当へ

平成25年分の所得・課税 証明書を発行します

▽給与からの差引き（特別徴収）のみの方 5月15日⑧から発行します。▽それ以外の方 6月13日⑨から発行します。▽授業料免除や奨学金申請に用いる指定様式の所得・課税証明書 6月13日⑨から発行します
■共通 国民課税課 ☎内線201 または各地域庁舎税務担当へ

平成26年度の軽自動車税 納税通知書をお送りします

■今年4月1日現在で軽自動車（バイクや小型特殊自動車、乗用の農機具等を含む）を所有している方 ■納期限 6月2日⑩まで1年分を1回で納めてください（月割り課税はありません）

4月2日以降に廃車や名義変更をしても26年度分全額を納めることになりま
す) ④本所課税課内線206または
各地域庁舎税務担当へ ⑤納税の
際に発行される納税証明書 車検時に
必要です。大切に保管してください(口
座振替の方には6月2日⑥引き落とし
の後ハガキで送付します) ▽身体障
害者等の減免 5月15日⑦30日⑧に
同課で申請手続きをしてください(今
まで減免を受けていた方は、車が変わ
るなどしなければ改めて申請する必要
はありません)。減免には障害等級な
どの条件があります

**平成26年度固定資産税・都市計画
税の納税通知書をお送りします**

■発送日 5月15日④ ⑤今年1月1
日現在の登記簿や固定資産課税台帳に
土地や家屋などの所有者として登録さ
れている方 ■納期限 第1期：6月
2日④ 第2期：7月31日④ 第3期
：来年1月5日④ 第4期：3月2日
④ ④本所課税課内線207または
各地域庁舎税務担当へ ⑤納税通知書
には土地・家屋の一筆・棟ごとの「課
税資産の内訳」を添付しています。必
ず課税内容を確認してください。同封
のミニ読本もご覧ください

生活



**行政に関する相談は
行政相談委員へ**

行政相談委員及び総務省山形行政評

価事務所では、国・N.T.T・公庫等の
特殊法人や独立行政法人等についての
苦情や要望・意見などを聞き、改善す
るよう働きかけます。お気付きの際は
ご相談ください。相談は無料で、秘密
は守られます。

▼市内の行政相談委員(敬称略) 鶴
岡地域：渡邊ゆみ(☎22・4054)、
小池政幸(☎24・7070) 藤島地
域：池田勝美(☎64・5269) 羽
黒地域：高田志郎(☎62・2457)
榊引地域：澤川宏一(☎57・2554)
朝日地域：渡部芳勝(☎53・3106)
温海地域：本間仁教(☎44・2779)
▼山形行政評価事務所(行政苦情11
0番) ☎0570・090110
④本所市民課内線158

**下水道(公共・集排)・市設
置型浄化槽をご利用の方へ**

▼井戸水・温泉水など、水道水以外の
水を使用している方は届出が必要で
水道水以外の水を下水道等へ排除す
ることになった場合や、井戸水等の給
水設備を変更し、下水道等への排水に
変更が生じる場合は届出が必要です。
また、計測装置(メーター)を取り
付けていない場合で、使用人数等に
変更があった場合も届出が必要です。
④上下水道部下水道課内線468

**ファミリー・サポート・セ
ンターをご利用ください**

保育園・幼稚園・小学校等の送迎や、
保護者の病気・急用のときの子供の預
かりをする活動を行っています。育児

の援助を頼みたい方(おねがい会員)
と援助をしてくれる方(まかせて会員)
が会員登録して育児支援をします。
まかせて会員は、特別な資格や経験
がなくても子供が大好きな方であれば
誰でも登録できます。また、万一の場
合に備えて保険にも加入しています。

■利用料金 1時間600円(申
子ども家庭支援センター(にこふる)
☎25・2741

入居者募集

▼市営住宅

住宅名	階数・間取り	戸数
美原住宅	4階・2DK	1
稲生住宅	4階・2LDK	1
東部住宅	3階・3DK	1
みどり住宅	1階・2DK (高齢・障害者向け)	1
大西住宅	3階・3DK	1
大山住宅	1階・2DK (高齢・障害者向け)	1
七窪住宅	2階建・3K	1
温海紅葉岡住宅	2階・3K 4階・3K	1

▼市営ちわら住宅(第6期)

種別	間取り等	戸数
高齢・障害者向け (バリアフリー)	1LDK (3DK)	1
子育て世帯向け (小学生まで)	3DK	3

▼共通 ■入居時期 7月中旬以降

④5月1日④23日④午後5時に本所
建築課内線483または東部建設事
務室(羽黒庁舎)・南部建設事務室(朝
日庁舎)・温海建設事務室(温海庁舎)
へ ⑤入居資格要件あり。調査の上、

入居を決定します。詳しくは募集案内
書をご覧ください

その他



**「里親さん」になる人を
募集しています**

親の病気や様々な事情で養育環境に
恵まれない子供を、愛情とぬくもりを
もって家庭へ迎え入れ、養育してくだ
さる里親さんを募集しています。里親
には、養育里親、専門里親、親族里親、
養子縁組を希望する里親があります。
登録申請など詳しくは子ども家庭支
援センター☎25・2741へ。

**毎日が防犯 気をつけよう
みんなで犯罪被害防止!**

春は開放的な気分になるとともに外
出の機会も増えて犯罪が多発する傾向
があります。▽振り込め詐欺(オレオ
レ詐欺)。▽住宅侵入(空き巣)。▽不
審者の声掛け・連れ去り。▽ストリー
カー・チャリンコ・ひったくり。▽車上狙い。
鶴岡警察署☎28・0110へ。
④本所防災安全課内線662

5月は「水防月間」です

水害は、大切な生命や財産を瞬時に
奪ってしまいます。もしものときに備
え、日頃からの心構えが重要です。次
のような確認や準備をして水害に備え
ましょう。▽テレビなどの気象情報に

留意しましょう。▽避難場所・避難路を確認しましょう。▽非常持出品を準備しましょう。

また、農業用水の通水が始まり水かさが増えています。加えて、局地的な集中豪雨が頻発する傾向にあり、河川や水路の急な増水も懸念されます。水難事故に遭わないよう心掛けることも、危険な場所で遊んでいる子供を見つけたら注意するなど、地域ぐるみで水の事故を防止しましょう。

▽本所防災安全課 ☎内線 119

熊の出没に注意！

5月・6月は冬眠から目覚めたツキノワグマが餌を求めて行動する季節です。山や山際の農地に出掛ける際は、鈴・ラジオなど音の出るものを携帯し、十分に注意してください。夕方～早朝は人里に出没する可能性が高くなります。熊を見つけた場合は、駐在所（警察署）、本所農政課 ☎内線 556 または各地域庁舎産業課へ。

森林の土地を取得したとき届出が必要です

個人か法人かに関わらず、売買契約、相続、贈与、法人の合併等によって、森林（登記上の地目に関わらず都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている森林）の土地を新たに取得した場合は、森林の土地の所有者届出が必要です（国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合は不要）。面積の基準は全く対象です。

▽本所農山漁村振興課 ☎内線 517 または各地域庁舎産業課へ

山火事注意！多発時期です 守りたい森の輝き 防火の心

山火事の原因の多くは、たき火・タバコ・火入れの不始末です。行楽や山菜採りで山林に入るときは、火の取扱いに十分注意し、山火事による山林の損失を防ぎましょう。また、山林への火入れは許可が必要です。実施予定日の7日前までに申請してください。 ▽本所農山漁村振興課 ☎内線 559 または各地域庁舎産業課へ

土砂災害危険区域実態調査

鶴岡地域で毎年実施しています。調査へのご協力をお願いします。

☎5月14日④～23日⑤ 本所防災安全課 ☎内線 119

建設リサイクル法 全国一斉パトロール

市では、5月中旬に建設リサイクル法に基づくパトロールを実施します。建築物等の解体時には届出をし、木材コンクリート、アスファルト等の分別解体・再資源化を適正に行いましょう。

▽本所建築課 ☎内線 484

計量器（ばかり）検査の事前調査

取引や証明に使用する計量器は、2年に一度の定期検査が義務付けられています。そのため、市では定期検査前

の5月下旬～6月上旬に計量器の使用状況について調査しますので、ご協力をお願いします。なお、定期検査は鶴岡地域が7月2日④～10日⑤、藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海地域が9月上旬に実施する予定です。

▽本所商工課 ☎内線 565

総合保健福祉センター（にじふる） 使用料改定のお知らせ

▽7月1日④利用分から 健康課（にこふる） ☎内線 363 他一般利用の申込みは2か月前の1日からです（7月分は5月1日④から） 他詳細は市HP「健康課」

勤労者会館 使用料改定のお知らせ

▽7月1日④利用分から 使用料

大会議室	大ホール	上記以外
午前 1,020円	1,840円	710円
午後 1,840円	3,080円	1,230円
夜間 1,840円	3,080円	1,230円
全日 3,900円	6,470円	2,460円

▽本所商工課 ☎内線 565 他冷暖房設備使用料に変更はありません

人と動物が気持ちよく共生できるまちに 愛犬の散歩のマナーを守りましょう

誰しも自宅付近でおしっこやふんをされるのは嫌なものです。お互いが気持ちよく暮らせるようご協力をお願いします。▽愛犬のトイレは散歩に出掛ける前に自宅敷地内で済ませましょう。▽外でしてしまったときのために、ふんを持ち帰る袋と、おしっこを流す水

（ペットボトル等）を持って出掛けましょう（河川敷や側溝、雪の中等への放置は厳禁です）。▽小さな犬も必ずリード等でつないで歩きましょう。

5月30日は ごみゼロの日です

ごみの減量とリサイクル推進など、ごみについて考えてみませんか。不法投棄やポイ捨てをなくし、ごみのないきれいな鶴岡にしましょう。

▽鶴岡ごみゼロ大作戦

ポイ捨てごみ等の清掃活動を実施します。 ☎5月30日⑤午前10時（小真木原公園中央駐車場集合） 他廃棄物対策課 ☎内線 677

「事業系ごみ」は「ごみステーション」には出せません

会社や商店などの事業活動に伴う廃棄物で、「もやすごみ（特別なものを除く）」以外は「産業廃棄物」と定められており、事業者の責任で処理することが義務付けられています。産業廃棄物は、自ら再資源化に努めるか、産業廃棄物処理許可業者に処理を依頼してください。また、一般廃棄物である「もやすごみ」は、市のごみ焼却施設に自ら搬入するか、一般廃棄物処理許可業者に処理を依頼してください。

▽廃棄物対策課 ☎内線 677

不法投棄監視中
誰かが見ている…不法投棄を見つけたら通報してください。通報先は鶴岡市「不法投棄監視センター」 ☎22-2848

